

令和 4 年度以降の保育所等利用調整基準等の変更のお知らせ

令和 4 年度以降の保育所等利用申込に係る保育所等利用調整基準等の変更について、令和 3 年 4 月 27 日開催の保育所等利用調整委員会において、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 保育所等利用調整基準の点数変更について（令和 4 年度入所分から適用）

家庭的保育事業等の卒園児が連携施設以外であっても希望園に入園しやすい利用調整基準にすることで、3 歳児以降の保育の不安を解消します。

保育所等利用調整基準の点数が、次のとおり変更になります。

調整点数「申込み児童の保育状況」	現行	変更後
家庭的保育事業等を卒園し、連携施設以外の保育所等の入所を希望する場合	40 点	<u>80 点</u>

2 希望園数の変更について（令和 4 年度入所分から適用）

保育所入所希望者が一人でも多く入所できるよう、施設の利用申込数を増やし、施設等利用申込書に記入できる希望園数を現在の「第 6 希望まで」を「第 10 希望まで」に変更します。

現 行	変更後
第 6 希望まで	第 10 希望まで

3 入所日及び育児休業明けの復職に関する変更について（令和4年度入所分から適用）

入所日を休日，平日問わず，月の初日に統一します。

これに伴い育児休業明けの復職までの期間を，入所日から最長で6週間以内に変更し，保護者の復職までの十分な準備期間と円滑なならし保育期間を提供できるようにします。

入所日及び育児休業明けの復職時期について，次のとおり変更になります。

	現 行	変 更 後	
入所日	利用開始を希望する日	利用希望開始月の1日	
入所決定後の入所日変更	入所を遅らせる場合は，1か月以内の変更に限り，保育所と相談の上決定（地域型保育は対象外）	入所日を遅らせることは原則認められません（全施設）	
復職までの期間	入所日から2週間以内に復職	4月～2月入所	利用希望開始月の翌月15日までに復職 例）4/1入所→5/15までに復職
		3月入所	3月31日までに復職 例）3/1入所→3/31までに復職

4 令和5年度以降の利用調整基準等の変更について

守谷市では、新年度に保育所に入所する方を決定する際、4月1日から入所を希望する方と年度途中から入所を希望する方に利用調整点数で差をつけない入所予約制を行っていました。入所予約制は保護者の方の希望に応じた育児休業の取得、保育の利用が可能となる一方、施設側では入所時期の遅い児童が多くいる場合、大幅な減収となります。保育環境の維持及び保育資源の有効活用を行うため、令和5年度入所分から、次のとおり利用調整基準の改正を行います。

調整点数「世帯の状況」	現行	変更後
入所希望日が4月から9月までの世帯	加点なし	+1点

同一点数時の順位表

現行

1	守谷市民である（転入予定者を含む）
2	基本点数が高い順
3	申込み児童の世帯に保育料の滞納がないもの
4	入所希望日が早い（家庭的保育事業等のみ）
5	当該保育所等の希望順位が高いもの
6	申込み児童の世帯の小学生以下のこどもの人数が多いもの
7	家計の主宰者の経済的状況

変更後

1	守谷市民である（転入予定者を含む）
2	基本点数が高い順
3	申込み児童の世帯に保育料の滞納がないもの
4	入所希望日が早い（家庭的保育事業等のみ） 削除
5 4	当該保育所等の希望順位が高いもの
6 5	申込み児童の世帯の小学生以下のこどもの人数が多いもの
7 6	家計の主宰者の経済的状況

問合せ先
 守谷市役所 すくすく保育課 保育グループ
 電話 0297-45-1111 内線 155・156・158・159